

架空請求の心当たりのない請求は無視！

No. 185

ハガキによる架空請求が市内で多数発生しています。

ハガキの見出しは「民事訴訟最終通知書」「特定消費料金未納に関する最終通知書」「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」などです。

【事例】

突然「民事訴訟最終通知書」と書かれたハガキが届き、慌てて記載されている連絡先に電話すると「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げ期日に間に合わないので、示談金として10万円をコンビニで支払うように。」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。

◎消費生活センターより

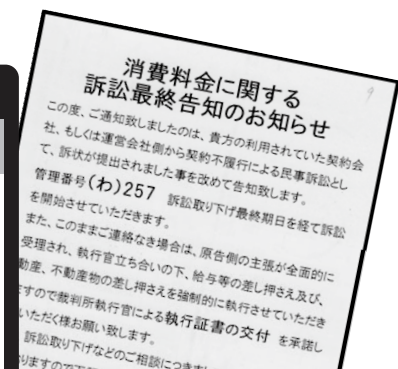
「民事訴訟管理センター」

「訴訟通知センター」「地方裁判所管理局」など公的機関を装い、「ある業者から裁判所に訴状が提出された」「給与差し押さえ、動産、不動産の差し押さえを強制的に行う」といった内容で不安をおおひ、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけるのが目的です。連絡するとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまいます。心当たりがなければ決して相手に連絡せずに無視しましょう。

ただし、本当に裁判所から郵便物が届いた場合は、身に覚えがなくても放置せず、確認が必要です。仮に、本当に民事裁判を起こされていたら、その訴状は「特別送達」という郵便で裁判所から送られます。この「特別送達」という方法は、郵便局の職員が直接

手渡すのが原則であり、ハガキ等のように郵便受けに投げ込まれることはありません。

また、架空請求には携帯電話のメール・SMS（ショートメッセージサービス）を使ったものもあります。大手通販サイトなど、実在の事業者をかたる場合があります。ハガキの場合と同様に、身に覚えがなければ、相手に連絡せずに無視してください。



お問い合わせは、消費生活センター（2階）
☎(20)1101、FAX(20)1600へ。

文芸コーナー

短歌

草の原寝ころび空を見上げれば

平成は行く戦なきの世の 山本 明美

母の日にあげたい母は天国に

今は毎朝お線香あげ 木幡 美子

俳句

風運ぶ風鈴の音と母の顔

時女 礼子

山の尾の春の香りとめぐる谷

高山登美子

茄子漬や幼なき頃の母の味

高橋 良昌

春うらら我が年母に近づきて

武居 敬子

花筏さざ波の下鯉ひらり

河野 智子

わが庭のぼたん一輪美しく

秋葉智恵子

川柳

子供部屋今は二匹の猫とシエラ

高山 英子

針千本吞ますとウソをついている

千葉加津子

Aーの脇役となる生き字引

福田 研治

英訳を七歳にしてこなす孫

吉野千枝子

房総もわたしも低い山が好き

今井ひさし

言い訳の裏に譲らぬ自己主張

風間 敬造

満塁のチャンスピールの手も止まり

塩田 加門

かすみ草バラ一段と輝かせ

高橋由紀子

平和への礎誓い散った父

道譯 賢一

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。

●投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。

※俳句、短歌、川柳の原稿送付先

〒297-8511 茂原市道表1番地 茂原市役所秘書広報課宛「文芸コーナー」と朱書きしてください。